

令和8年度

「金融機関と連携した海外展開支援」
実務マニュアル
(金融機関・関係機関向け)

令和8年3月

東京都産業労働局金融部金融課

＜令和8年度 拡充ポイント＞

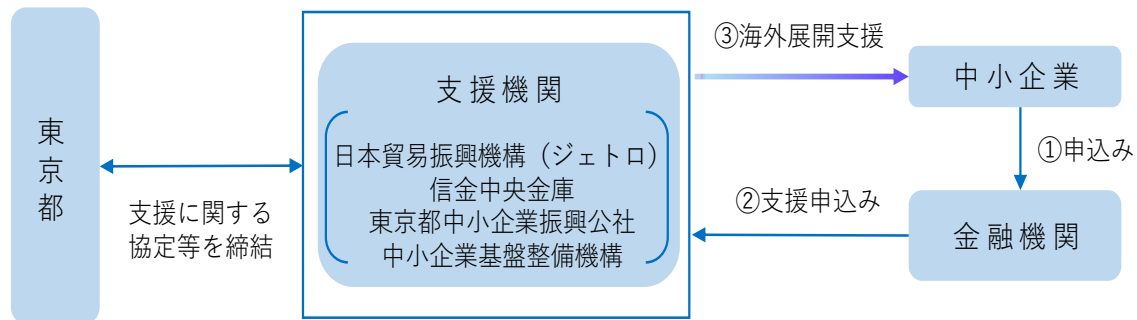
東京都の中小企業制度融資を利用予定の方に加え、既に東京都の中小企業制度融資を利用中の方も支援対象に追加

1 事業の概要

人材や資金に限られる中小企業にとって、言語や商習慣の異なる海外での調査・商談・リスク対応等を求められることが、海外進出の大きなハードルとなっています。

そこで、「金融機関と連携した海外展開支援」では、海外展開支援に強みをもつ独立行政法人日本貿易振興機構、信金中央金庫、公益財団法人東京都中小企業振興公社、独立行政法人中小企業基盤整備機構と中小企業の経営のパートナーである金融機関が連携し、融資実行と併せ、進出検討時から進出後まで状況に応じた継続的なハンズオン支援を実施することで、中小企業の海外展開を後押しします。

<スキーム図>



※ 金融機関は東京都中小企業制度融資の取扱指定金融機関

※ 日本貿易振興機構または信金中央金庫からの支援は原則として中小企業の負担はなし（支援上限はあり）

※ 中小企業基盤整備機構への支援申込みは中小企業自身が直接申込み

○ 本事業に関する関係機関の窓口

- 東京都 産業労働局 金融部 金融課

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 19 階北

TEL 03-5320-4877 FAX 03-5388-1464

- 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）東京貿易情報センター

〒107-6006

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL 03-3582-4953 FAX 03-3582-0504

E-Mail knt-tokyo@jetro.go.jp

-
- ・ **信金中央金庫 企業成長推進部 グローバル事業推進室**
〒103-0028
東京都中央区八重洲 1-3-7
TEL 03-5202-7674
E-Mail kaigai@e-scb.co.jp
 - ・ **公益財団法人 東京都中小企業振興公社 事業戦略部 販路・海外展開支援課**
〒101-0024
東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9 階
TEL 03-5822-7241
E-Mail ttc@tokyo-kosha.or.jp
 - ・ **独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）販路支援部 海外展開支援課**
〒105-8453
東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 3 7 森ビル 5 階
TEL 03-5470-1522
E-Mail kei-kokusai@smrj.go.jp

2 支援利用の流れ

1. 日本貿易振興機構（ジェトロ）の支援

東京都と日本貿易振興機構による中小企業の海外展開支援に関する協定に基づき、本事業において、日本貿易振興機構は、金融機関を経由して申込みのあった企業に対して本事業独自の支援（支援ナビゲーターなど）や販路拡大支援を原則無料（支援上限はあり）で提供します。

（1）支援が利用できる企業の要件

海外展開を検討・計画している東京都中小企業制度融資を利用中又は利用予定の方で、都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種を営む中小企業者（保証対象とならない業種：農林・漁業等）など、東京都中小企業制度融資の基本要件（※）を満たすことが必要ですので、金融機関で御確認をお願いします。

前述の基本要件を満たす場合、企業から提出された「海外展開支援（案内）申込書（様式1）」の「金融機関記入欄」に必要事項を御記入いただき、支援の申込みを行ってください。

なお、上記以外に事業ごとに審査の通過条件や対象条件等が定められているものもありますので、詳細は日本貿易振興機構のホームページ等にて御確認ください。

(<https://www.jetro.go.jp/>)



※東京都中小企業制度融資の基本要件とは

- （1）東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。ただし、一定の業歴要件が必要となる場合がある。
- （2）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （3）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- （4）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

（令和8年度東京都中小企業制度融資要項 第1総則 3融資対象の基本要件より抜粋）

(2) 1 企業当たりの支援利用の上限

日本貿易振興機構の支援を利用する場合、原則として日本貿易振興機構及び信金中央金庫に支払う支援経費合計 100 万円までを支援利用の上限とします。支援経費の利用可能残額等は、中小企業者やご紹介いただいた金融機関にフィードバックされる「支援内容報告書（様式 2）」に記載されます。

企業が「東京都中小企業制度融資」による資金交付を受けた後に、再度、海外展開のために当事業による支援を受けることを希望する場合は、海外展開事業の内容又は支援の利用目的が当初支援時と異なる場合に限り、再度、100 万円（消費税相当分を除く。）の枠を付与することができます。

(3) 支援利用の流れ

ステップ 1

企業への
制度案内

- 1-① 金融機関は、支援対象企業（以下、企業）のニーズ等を踏まえ、課題解決に向けて本制度の利用を検討してください。
- 1-② その上で、企業に対して本事業の内容を説明してください。

ステップ 2

申込み

- 2-① 企業は「海外展開支援（案内）申込書（様式 1）」を記入し、金融機関へ提出します。
- 2-② 金融機関は企業から提出された「海外展開支援（案内）申込書（様式 1）」の「金融機関記入欄」に必要事項を記入し、日本貿易振興機構に郵送、E-Mail、FAX いずれかの方法で送付してください。
⇒ 郵送：〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
E-Mail: knt-tokyo@jetro.go.jp / FAX: 03-3582-0504

ステップ 3

受付

- 3-① 日本貿易振興機構の支援ナビゲーターは、「海外展開支援（案内）申込書（様式 1）」を確認後、金融機関に連絡を行い、支援内容報告書（様式 2）の送付先・送付方法等の調整を行います。
- 3-② その後、申込受付から原則 7 営業日以内に企業へ連絡を行い、企業との面会相談の日程調整を行います。

ステップ 4

相談

- 4-① 相談対応は原則として企業の都内事業所又は日本貿易振興機構の事務所にて行いますが、申込者が電話による相談対応を希望する場合などにも、柔軟に対応いたします。
(金融機関担当者の同席も可能です。)
- 4-② 支援ナビゲーターが企業のニーズを踏まえた各種ジェトロの支援内容の紹介、今後の支援プランの作成、各種手続きの御案内などを行います。

ステップ5

支援開始

- 5 支援ナビゲーターが窓口となり、企業に対して、各種支援を実施します。

ステップ6

支援終了後

- 6-① 日本貿易振興機構から、支援を利用した企業の融資や海外展開の状況について伺う、「融資及び海外展開の状況報告（様式3）」を金融機関に送付いたします。また、参考資料としまして「海外展開支援（案内）申込書（様式1）」及び「支援内容報告書（様式2）」を同封いたします。確認及び記載が可能な範囲で作成いただき、様式に記載の期日までに日本貿易振興機構宛に、E-Mail 又は FAX で御返送ください。
⇒ E-Mail: knt-tokyo@jetro.go.jp / FAX: 03-3582-0504
- 6-② 日本貿易振興機構から、実施した支援内容・結果等について、「支援内容報告書（様式2）」を企業に発行します。

（4）その他注意事項

本事業による支援の結果、融資に至らなかった場合や、東京都中小企業制度融資を活用せず金融機関独自でのプロパー融資等を行った場合であっても、支援を活用した中小企業に対して、東京都が支援経費を請求することはありませんが、あくまで金融機関への相談時点で「東京都中小企業制度融資」を利用中又は利用を予定している事業者が本事業の対象となります。

なお、「東京都中小企業制度融資」の利用を予定している事業者に対し、「東京都中小企業制度融資」の案内をすることなく、本事業による支援機関の支援やプロパー融資等のみを案内することのないよう、十分御注意ください。

2. 信金中央金庫の支援

東京都と信金中央金庫による中小企業の海外展開支援に関する協定に基づき、本事業において、信金中央金庫は、金融機関（信用金庫）を経由して申込みのあった企業に対して海外展開にかかる伴走支援やテストマーケティングスペース「EN-MUSUBI」（タイ・バンコク）の提供を原則無料（支援上限はあり）で提供します。

（1）支援が利用できる企業の要件

海外展開を検討・計画している東京都中小企業制度融資を利用中又は利用予定の方で、都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種を営む中小企業者（保証対象とならない業種：農林・漁業等）など、東京都中小企業制度融資の基本要件（※）を満たすことが必要ですので、金融機関（信用金庫）で御確認をお願いします。

また、海外展開にかかる伴走支援やテストマーケティングスペース「EN-MUSUBI」（タイ・バンコク）については、原則、信用金庫取引先（見込み先含む）を対象としております。

前述の各種要件を満たす場合、企業から提出された「海外展開支援（案内）申込書（様式1）」の「金融機関記入欄」に必要事項を御記入いただき、支援の申込みを行ってください。

なお、上記以外に事業ごとに審査の通過条件や対象条件等が定められているものもありますので、詳細は信金中央金庫にお問い合わせください。

※東京都中小企業制度融資の基本要件とは

- （1）東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。ただし、一定の業歴要件が必要となる場合がある。
- （2）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （3）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- （4）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

（令和8年度東京都中小企業制度融資要項 第1総則 3融資対象の基本要件より抜粋）

(2) 1 企業当たりの支援利用の上限

信金中央金庫の支援を利用する場合、原則として信金中央金庫及び日本貿易振興機構に支払う支援経費合計 100 万円までを支援利用の上限とします。支援経費の利用可能残額等は、中小企業者やご紹介いただいた金融機関にフィードバックされる「支援内容報告書（様式 2）」に記載されます。

企業が「東京都中小企業制度融資」による資金交付を受けた後に、再度、海外展開のために当事業による支援を受けることを希望する場合は、海外展開事業の内容又は支援の利用目的が当初支援時と異なる場合に限り、再度、100 万円（消費税相当分を除く。）の枠を付与することができます。

(3) 支援利用の流れ

ステップ 1

企業への
制度案内

- 1-① 金融機関（信用金庫）は、支援対象企業（以下、企業）のニーズ等を踏まえ、課題解決に向けて本制度の利用を検討してください。
- 1-② その上で、企業に対して本事業の内容を説明してください。

ステップ 2

申込み

- 2-① 企業は「海外展開支援（案内）申込書（様式 1）」を記入し、金融機関（信用金庫）へ提出します。
- 2-② 金融機関（信用金庫）は企業から提出された「海外展開支援（案内）申込書（様式 1）」の「金融機関記入欄」に必要事項を記入し、信金中央金庫に郵送、E-Mail、FAX いずれかの方法で送付してください。
⇒ 郵送：〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
E-Mail:kaigai@e-scb.co.jp/ FAX: 03-3278-7035

ステップ 3

受付

- 3-① 信金中央金庫は「海外展開支援（案内）申込書（様式 1）」を確認後、金融機関（信用金庫）に連絡を行い、支援内容報告書（様式 2）の送付先・送付方法等の調整を行います。
- 3-② その後、申込受付から原則 7 営業日以内に企業へ連絡を行い、企業との面会相談の日程調整を行います。

ステップ 4

相談

- 4-① 相談対応は原則として企業の都内事業所又は信金中央金庫の事務所にて行いますが、申込者が電話・オンラインによる相談対応を希望する場合などにも、柔軟に対応いたします。
(金融機関担当者の同席も可能です。)
- 4-② 信金中央金庫が企業のニーズを踏まえた各種支援内容の紹介、今後の支援プランの作成、各種手続きの御案内などを行います。

ステップ5

支援開始

- 5 信金中央金庫が窓口となり、企業に対して、各種支援を実施します。

ステップ6

支援終了後

- 6-① 信金中央金庫から、実施した支援内容・結果等について、「支援内容報告書（様式2）」を企業に発行します。

なお、御紹介いただいた金融機関（信用金庫）にも、今後の融資の参考として写しを送付いたします。

- 6-② 信金中央金庫から、支援を利用した企業の融資や海外展開の状況について伺う、「融資及び海外展開の状況報告（様式3）」を金融機関（信用金庫）に送付いたします。確認及び記載が可能な範囲で作成いただき、様式に記載の期日までに信金中央金庫宛に、E-Mail 又は FAX で御返送ください。

⇒ E-Mail:kaigai@e-scb.co.jp/ FAX: 03-3278-7035

（4）その他注意事項

本事業による支援の結果、融資に至らなかった場合や、東京都中小企業制度融資を活用せず金融機関独自でのプロパー融資等を行った場合であっても、支援を活用した中小企業に対して、東京都が支援経費を請求することはありませんが、あくまで金融機関への相談時点で「東京都中小企業制度融資」を利用中又は利用を予定している事業者が本事業の対象となります。

なお、「東京都中小企業制度融資」の利用を予定している事業者に対し、「東京都中小企業制度融資」の案内をすることなく、本事業による支援機関の支援やプロパー融資等のみを案内することのないよう、十分御注意ください。

3. 東京都中小企業振興公社の支援

(1) 支援が利用できる企業の要件

原則として東京都内に本社もしくは支店（登記がされていること）がある中小企業が対象となっておりますが、事業ごとに対象が定められておりますので、詳細は東京都中小企業振興公社のホームページ等にて御確認ください。

(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/>)



(2) 支援利用の流れ

ステップ1

企業への
制度案内

- 1-① 金融機関は、支援対象企業（以下、企業）のニーズ等を踏まえ、課題解決に向けて本制度の利用を検討してください。
- 1-② その上で、企業に対して本事業の内容を説明してください。

ステップ2

申込み
(紹介)

- 2-① 企業は「海外展開支援（案内）申込書（様式1）」を記入し、金融機関へ提出します。
- 2-② 金融機関は企業から提出された「海外展開支援（案内）申込書（様式1）」の「金融機関記入欄」に必要事項を記入し、東京都中小企業振興公社に E-mail で送付してください。
⇒ E-Mail: ttc@tokyo-kosha.or.jp

ステップ3

受付

- 3-① 東京都中小企業振興公社は、「海外展開支援（案内）申込書（様式1）」を確認後、企業へ連絡を行い、企業に手続き等の案内を行います。
- 3-② 手続き内容を踏まえ、企業が支援の申請を行います。

ステップ4

支援実施

- 4 東京都中小企業振興公社は、対象要件などを確認の上、企業に対して各種支援を実施します。

4. 中小企業基盤整備機構の支援

(1) 支援が利用できる企業の要件

事業ごとに対象が定められておりますので、詳細は中小企業基盤整備機構のホームページ等にて御確認ください。

(<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/consulting/advice/index.html>)



(2) 支援利用の流れ

中小企業基盤整備機構への支援申込みは、企業が直接行います。

(金融機関を経由した申込みはできません。)

ステップ1 申込み

企業が中小企業基盤整備機構へ直接支援の申込みを行います。
こちらのページ掲載の申込 WEB フォームをご利用ください。
海外展開ハンズオン支援ハンズオン支援
(<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/consulting/advice/index.html>)

ステップ2 受付

- 2-① 申込内容を確認後、面談日時調整のご連絡をいたします。
- 2-② 中小企業基盤整備機構の担当者は、「申込内容」を確認後、ご相談内容に適した専門家を選定します。
- 2-③ 専門家の選定後、中小企業基盤整備機構の専門家より企業に対して直接相談日時を調整させていただきます。

ステップ3 支援開始 ～支援終了

- 3-① 中小企業基盤整備機構は、企業に対してアドバイス面談等の各種支援を実施します。(面談はオンライン可)
- 3-② 相談対応は原則として中小企業基盤整備機構の事務所、もしくはオンラインにて実施いたします。(金融機関担当者の同席も可能です。)
- 3-③ 中小企業基盤整備機構は、企業に対して各種支援を実施します。

3 参考：海外展開支援（東京都中小企業制度融資）

本事業での東京都中小企業制度融資利用対象メニュー拡充について

海外展開を行おうとする事業者の資金ニーズに沿った支援を行うため、令和4年度から東京都中小企業制度融資の全メニューを支援対象として拡充しました。

これにより、これまで様々な理由により「海外展開支援」以外のメニューで海外展開資金を確保してきた事業者に対しても、資金ニーズや事業規模に合った融資メニューの御案内だけでなく、本事業利用による各種支援も併せて御紹介いただくことが可能となります。

【以下は「東京都中小企業制度融資」のうち「海外展開支援」メニューの内容です。これ以外の融資メニューも令和4年度から本事業を御利用いただけるようになりました。】

（1）目的

海外展開支援（東京都中小企業制度融資）は、本連携事業による支援等を受け、海外販路の開拓等を目指す東京都内の中小企業者に対して、必要な資金を融資することにより、海外への積極的な事業展開を図ることを目的としています。

（2）融資対象

次の①から③までを全て満たすもの

- ① 中小企業者であること。
- ② 東京都中小企業制度融資要項における融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- ③ 独立行政法人日本貿易振興機構、信金中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定及び実行するものであること。

※当該連携事業の支援を受けず、中小企業者自身の取組で海外展開の事業計画を策定した場合でも対象となります。

（3）申込みの流れ

通常 of 東京都中小企業制度融資における流れと同様に、東京信用保証協会に保証の申込みを行います。

4 各支援機関の主な支援一覧

1. 日本貿易振興機構（ジェトロ）

支援名	経費	概要
支援ナビゲーター	無料	専門相談員を企業に派遣し、ニーズを踏まえて、最適なサービス（新輸出大国コンソーシアム（ハンズオン支援）、貿易投資相談、市場調査、マッチング支援など）を提案、支援プランを策定
貿易実務 オンライン講座	無料 ※1	貿易実務の基礎的用語から体系的な実務の流れまでを学習する「基礎」、貿易実務の専門知識を深めコスト削減やリスク回避のノウハウを学習する「応用」、「英文契約」、「初心者に必要な貿易ノウハウ」等の講座を実施
海外ミニ調査 サービス※2	無料 ※1	海外取引の足がかりとしての「取引先候補企業検索」、スーパーでの「店頭小売価格」、「関連法規制の入手」、「統計資料入手」といったワンポイント情報収集
見本市・展示会	無料 ※1	中小企業を対象にジェトロが主催・参加する海外見本市・展示会のジャパンプース（ジャパン・パビリオン）への出展支援を実施（オンラインも含む）

※1 制度融資を利用中又は利用予定の事業者が、その融資を実行予定である金融機関を経由して日本貿易振興機構への支援を申し込む場合に、東京都との連携により、原則として、日本貿易振興機構及び信金中央金庫に支払う支援経費の累計が1企業当たり100万円となるまで無料で支援を利用できます。それ以外の場合は、日本貿易振興機構の定めるところによります。

※2 「海外ミニ調査サービス」は、御希望の条件及び内容によっては、お受けできない場合があります。

2. 信金中央金庫

支援名	経費	概要
海外展開にかかる伴走支援	無料 ※1	海外ネットワークを活用し、海外事業展開における市場調査、営業、商談まで準備から実施まで一気通貫でサポート
タイ バンコク テストマーケティング	無料 ※1	タイ・バンコクの都心部で実店舗「EN-MUSUBI」を運営。中小企業や自治体等のテストマーケティングをフルサポート

※1 制度融資を利用中又は利用予定の事業者が、その融資を実行予定である金融機関を経由して信金中央金庫への支援を申し込む場合に、東京都との連携により、原則として、信金中央金庫及び日本貿易振興機構に支払う支援経費の累計が1企業当たり100万円となるまで無料で支援を利用できます。それ以外の場合は、信金中央金庫の定めるところによります。

3. 東京都中小企業振興公社

支援名	経費	概要
海外展開チャレンジ支援	無料	海外展開に対する自社の構想を取りまとめるためのプラン策定支援を実施
海外販路開拓支援	無料	海外ローカル企業等へのマッチングや海外展示会出展への同行など、海外販路ナビゲーターが海外市場へ向けた支援を実施
海外進出サポート事業	無料	海外への拠点設置、生産委託・業務委託等による各種連携について、相談、進出方針の検討から現地ビジネスの具体化のための戦略の策定、現地での実地調査やマッチングを一貫して支援します。
越境 EC 出品支援	無料	越境 EC サイトへの掲載やプロモーション、運営を通じた海外への販路開拓を支援
マッチング支援	無料	マッチングアドバイザーによる個別支援を実施(タイ)
グローバル人材養成講座	有料	海外展開事業の中心的な役割を担うグローバル人材を育成するための連続講座を開催
ニッチトップ育成支援	無料	中小企業が得意分野における世界的地位を確保できるよう、高度な知的財産戦略の策定・実行に向け、継続的な相談・助言を実施
海外展開向け助成金各種	—	海外展開に向けた知的財産、製品改良、規格認証、販路開拓などに要する費用の一部を助成

4. 中小企業基盤整備機構

支援名	経費	概要
海外展開 ハンズオン支援	無料	海外展開の実現や海外子会社の適切な管理に関し、豊富な実務経験・ノウハウを持つ専門家がハンズオンで支援を実施

5. ホームページでのご案内

上記に記載した事業の詳細や、制度の対象となるその他の支援については、以下の東京都産業労働局のホームページで掲載しています。

適宜内容を更新しますので、御参照ください。

[https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/kuushi/kuushi/kaigaitenkai](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushi/kaigaitenkai)

